

資産報告公表

政治倫理審査会が意見書提出



町長や議員などの資産報告を受けて福智町政治倫理条例に基づく審査が行われ、9月12日に審査会の平野健全会長が浦田町長に意見書を提出しました。ここで、その内容と資産報告の状況をお知らせします。

1 資産報告書の提出・記載状況

1 福智町政治倫理条例(以下、「条例」といふ)第4条が定める資産報告書の報告義務者は、町長、副町長および教育長(以下、「町長等」といふ)の3人および町議会議員(以下、「議員」といふ)20人の計23人。このうち、町長等は町長に、議員については20人が議長に5月31日時点までに報告書を提出した。

2 町長等の配偶者および扶養または同居の親族(以下、「配偶者等」といふ)5人および、議員の配偶者等31人の資産報告書は期限までに提出された。

総計59人(平成19年5月31日現在)

3 審査会開催状況

審査会は7月12日付けで条例第8条に基づき町長より資産報告書の審査を求められ、次のとおり審査を開始した。(会場は役場庁議室)

1 7月12日
「審査方法、スケジュールの確認」

2 7月18日、「資産報告書審査」

3 7月27日、「資産報告書審査」

4 8月6日、「資産報告書審査」

5 8月16日、「資産報告書審査」

6 8月23日、「資産報告書審査」

7 9月3日、「意見書作成」

4 審査方法

1 資産等報告書の各項目に対する個別調査、関連項目の対照照合を行った。

2 報告書の記載事項のうち不明な点については当該報告義務者に照会し、回答を求めた。

3 今回は福智町として2回目の審査だった。4月22日に町議選があり、今回が初めての報告書提出となる新人議員9人と副町長については過去との比較ができなかった。町長、教育長および引き続き当選した議員11人は比較審査ができた。

5 審査結果

資産報告書を審査した結果、最終的に虚偽の報告および調査に協力が得られなかった事例は無かった。従って、さらに調査を要する疑義はないと判断する。

6 指摘事項

1 昨年は預貯金において円単位の報告が少なかったが、本年は説明会で指導し、報告書提出時に通帳のコピーや事務局確認があったので改善がみられた。ただし、預貯金の支店名も記入するべきであり、残高照明の添付が必要である。

2 「地位・肩書きのある人は、報酬の有無まで記載すべき」という昨年の指摘に対し、一部を除きかなり徹底されてきた。

3 「農地所有者で農業収入や耕運機の資産報告をしていない人がいるのでは」という指摘があったが、共同使用等の報告を受けた。

4 「配偶者および同居の親族にも給与・報酬を報告してもらおう」という指摘があったが、報告しているのは半々で、条例との絡みもあり、今後の課題である。

5 昨年指摘のあった報告書の頭、報告義務者全員の氏名・生年月日

2 資産報告書の提出者

1 報告義務者(町長等3人・議員20人)計23人

2 配偶者(町長等の配偶者2人・議員の配偶者16人)計18人

3 扶養または同居の親族(町長等の扶養か同居の親族3人・議員の扶養か同居の親族15人)計18人

7 むすび

等の一覧表をつけることが、今回は実行されている。

6 条例では、介護保険料などの公的保険料等の報告義務が無いので改正すべきである。

7 軽自動車税は報告義務があるが、軽自動車の取得価格が50万円に満たない場合は、資産としての報告義務がないため、税金の納付状況と資産との整合性がとれず分かりづらい事例があった。自動車税の場合は逆に、報告義務が無いが普通自動車は取得価格が50万円以上であることが多いので、その場合は資産としても報告義務がある。これも整合性がとれない。

1 当審査会が資産報告書を審査した結果、最終的に虚偽の報告および、調査に協力が得られなかった事例はなかった。

2 報告義務者は、本年度の指摘事項に留意し、十分な書類の添付より正確な記載の努力をしていただきたい。

3 「指摘事項」でも記したが、審査を進める中で、条例・規則の不備が浮き彫りになった。よりよい政治倫理を求めて、これらの点は整備していただきたい。ただし、条例改正は議決を要するので、まず規則を見直すのが先決である。

4 資産報告書は、町民であれば福智町役場で閲覧が可能であるが、閲覧者が訪れることはまれである。より多くの人に報告書を見ていただくため、当審査会は、資産額を含めた報告書の広報紙への掲載を提言する。

9 信託・借入金・有価証券の証明添付の必要があるのではないかと、借入金がある人に使途を聞けないだろうか。「一定の金額を定め、その金額以上は報告を」という意見が委員からあった。

寮 資産報告書の閲覧可能者が、条例では町民になっている。このままでは記者などの町外の人には、閲覧できないのでは。

また、現在はインターネットが普及しており、福智町のホームページに掲載することを検討していただきたい。閲覧に来づらい人もインターネットなら気軽に閲覧することが可能である。ただし、町民以外の人を見ることになるので、条例改正も含め、今後の課題である。

【以下資産報告書の記載状況】

資産

報告義務者本人 23人 / その配偶者 18人 / その親族 18人 / 計 59人

区分	土地				建物				不動産に関する権利			
	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
本人	5	7	6	5	10	6	4	3	2	0	0	21
配偶者	1	2	1	14	4	1	0	13	0	0	0	18
親族	0	0	0	18	0	0	0	18	0	0	0	18
合計	6	9	7	37	14	7	4	34	2	0	0	57

区分	預貯金				動産				信託			
	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
本人	13	4	6	0	15	2	1	5	1	1	0	21
配偶者	10	4	2	2	9	0	0	9	0	0	0	18
親族	5	2	1	10	6	0	0	12	0	0	0	18
合計	28	10	9	12	30	2	1	26	1	1	0	57

区分	有価証券				ゴルフ会員権				貸付金			
	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
本人	6	1	2	14	1	0	0	22	0	2	0	21
配偶者	2	0	0	16	0	0	0	18	1	0	0	17
親族	1	0	0	17	0	0	0	18	0	0	0	18
合計	9	1	2	47	1	0	0	58	1	2	0	56

区分	借入金				保証債務				貯蓄性保険			
	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
本人	3	1	3	16	0	0	1	22	9	0	2	12
配偶者	1	0	0	17	0	0	0	18	3	1	0	14
親族	0	0	0	18	0	0	0	18	0	0	0	18
合計	4	1	3	51	0	0	1	58	12	1	2	44